

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により一関市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年5月2日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）カワチ薬品一関店 一関市赤萩字堺67番ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社カワチ薬品
- 3 一関市から聴取した意見の概要

街並みづくり等への配慮等

屋外広告物についても、周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮されたい。

備考 本公告に係る一関市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。